

## 託送供給等約款の料金変更届出

2020年7月28日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日（7月28日）、電気事業法第18条第4項および同第5項の規定に基づき、託送供給等約款の料金変更に係る届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

7月22日に電気事業法施行規則第45条の21の2および同第45条の21の5の規定により経済産業大臣から、当社を含む一般送配電事業者に対して、託送料金で回収すべき賠償負担金<sup>※1</sup>の額および廃炉円滑化負担金<sup>※2</sup>の額等が通知されました。

また、現在の託送料金で回収している使用済燃料再処理等既発電費<sup>※3</sup>が2020年9月末で回収が完了することを踏まえ、託送供給等約款の料金変更に係る届出を経済産業大臣に行いました。

今回の届出により、2020年10月1日から以下のとおり託送料金を改定いたします。

### 【託送供給等約款の料金改定概要】

供給電圧	改定後平均単価	今回改定幅	備 考
特別高圧	1.81円/kWh	Δ0.02円/kWh	・ 全電圧ともに、電力量料金に反映 ・ 消費税等相当額は除く ・ 2020年10月1日ご使用分から適用
高圧	3.76円/kWh	Δ0.01円/kWh	
低圧	7.80円/kWh	Δ0.01円/kWh	

※1 2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故前に確保されておくべきであった万一の際の賠償への備え

※2 原子力依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるために措置された廃炉会計制度に係る費用

※3 過去の原子力発電の使用に伴い発生した使用済燃料の処理・処分を行うために要する費用

以 上